

(裏)

記載要領

- 1 「使用者の住所及び名称」の欄は、事業用に借り入れて使用している事業主の氏名及び名称を記載してください。なお、この場合において申告時点で空室であつても、将来事業用として貸し付ける予定のものについては「未定」と記載してください。また、この申告義務者の事業所等がその家屋にある場合は、それについても記載してください。
- 2 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 3 「専用床面積」の欄は、各入居者が事業所用に使用している床面積で、廊下、階段、エレベーター機械室等の他の者と共同して使用している部分(共用部分)以外の部分(以下「専用床面積」という)。を記載してください。
- 4 共用部分は、各専用部分の延べ床面積であん分して、「共用床面積」の欄に記載してください。

「共用床面積」は、次の計算式により算出した数値を記載します。

$$\text{(計算式)} \quad \frac{\text{建物全体の共用床面積}}{\text{建物全体の専用床面積}} \times \frac{\text{各貸付部分の専用床面積}}{\text{建物全体の専用床面積}} = \frac{\text{各貸付部分に係る共用床面積}}{\text{建物全体の専用床面積}}$$

(注) 貸付申告をした事項に異動を生じた場合は、その異動を生じた日から1月以内に、その旨を申告してください。(鹿児島市税条例第115条の10第3項)